

議員提出議案第 1 号

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部
改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112条及び会議規則第14条
第 1 項の規定により提案理由を付け提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者	富山県議会議員
	米 原 蕃
	菅 沢 裕 明
	鹿 熊 正 一
	中 川 忠 昭
	五十嵐 務
	宮 本 光 明
	火 爪 弘 子
	武 田 慎 一
	永 森 直 人
	山 崎 宗 良
	亀 山 彰
	佐 藤 則 寿

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年富山県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 49 条において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 54 条から第 56 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める部分に限る。） 令和

7年4月1日

(2) 第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うものである。